

児童手当法改正Q & A集【令和6年10月改正】

Q 1 児童手当を受給中ですが、高校生年代の子について額改定届が必要ですか？
【児童手当手続き確認フローチャート】をご確認いただき、判断に迷う場合には『B額改定届』を提出してください。（同封の返信用封筒をご使用ください。）
Q 2 住民票が別の高校生年代の子について、児童手当は受けられますか？
進学等の関係で住民票を別にしてしているお子さんについて、現在も監護、養育している場合受けることができます。『B額改定届』及び『C別居監護申立書』を提出してください。
Q 3 第三子以降加算とはなんですか？
通常支給額は年齢に応じた金額ですが、養育しているお子さんが3人以上いる場合に、3人目以降のお子さんの支給額が増額されます。 第三子以降加算に当たっての上の子の算定方法の見直しにより、カウント対象が18歳の年度末から22歳の年度末まで拡充されます。18歳から22歳までの子を監護・養育している方は『D監護相当・生計費の負担についての確認書』を提出してください。
Q 4 高校を卒業して就職している子（22歳年度末まで）がいますが、『生計費の相当部分の負担をしている』の解釈について教えてください。
進学・就職を問わず、保護者の収入によりお子さんの日常生活の全部または一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常的生活水準を維持することができない場合をいいます。
Q 5 支払通知書が廃止されるそうですが、支払額の証明が必要な場合、どうすればいいのですか？
支給額が変更になる場合は、『額改定通知書』が送付されます。 また、『受給者証明書』を発行することができます。こども支援課にお問い合わせください。
Q 6 所得上限を超過し児童手当を受けていません。申請は必要ですか？
令和5年度以前に受給資格を喪失した方は、改めて申請していただく必要があります。
Q 7 令和6年度所得超過により令和6年6月分から児童手当が消滅しましたが、手続きは必要ですか？
令和6年度の審査結果（資格消滅通知）と一緒に『令和6年度児童手当認定請求書（簡易版申請書）』をお送りしています。ご提出をお願いいたします。
Q 8 離婚協議中で配偶者と別居をしています。どちらが申請すべきですか？
お子さんと同居している方が申請をしてください。配偶者と離婚協議中の方など一部の方は、職員による事情の聞き取りが必要な場合や、状況によって追加で書類をご提出いただく場合がございます。

※Q & Aは前橋市ホームページに掲載し、随時更新します。